

府分推第30号  
令和4年3月1日

各府省地方分権担当局長 殿

内閣府地方分権改革推進室長  
(公印省略)

計画策定等における地方分権改革の推進に向けて (依頼)

平素より、地方分権改革の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、計画策定等については、法律に規定される計画等の策定に関する条項数が10年間で約1.5倍に増加しており、地方公共団体においては、計画策定等に係る負担がさらに重くなっている状況です。

令和3年地方からの提案募集では、「計画策定等」を重点募集テーマに設定し、地方分権改革有識者会議等における検討を経て、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)において、地方からの提案について一定の結論を得た上で、「地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う」とされたところです。

これを踏まえ、昨日開催された第48回地方分権改革有識者会議において、「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」(別添参考資料1)が了承されるとともに、「令和4年の提案募集の方針について」(別添参考資料2)が決定され、本日付けで別紙のとおり「提案の視点の例」を示し、「計画策定等」について地方からの提案を重点的に募集することとなりました。

あわせて、地方分権改革有識者会議においては、「内閣府においては、各府省に対し、それぞれが所管する計画等に関して、地方の自主性・自立性を高める観点から、視点に沿った同様の見直しを要請すべき」とされたことから、各府省におかれても、計画策定等に関する見直しを御検討いただきますようお願いいたします。

今後、各府省における検討状況について別途調査を予定しておりますので、御協力いただきますようお願いいたします。

【担当】

細田参事官、山崎補佐、高原主査  
TEL: 03-3581-2458

## 令和4年地方分権改革に関する提案募集における 重点募集テーマ「計画策定等」に係る提案の視点の例

### <重点募集テーマ「計画策定等」>

地方公共団体に対し計画等の策定やその内容及び手続を義務付ける規定等の見直し

### <提案の視点の例>

- ① 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの
  - (ア)国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
  - (イ)実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの
  - (ウ)地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
  - (エ)政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの
  - (オ)計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの
- ② 計画等の内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
  - (ア)義務的な（実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。）記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
  - (イ)策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
  - (ウ)義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
  - (エ)義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの（計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。）
  - (オ)地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合（分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。）して策定できることを明確化すべきもの
  - (カ)他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

### <留意点>

- 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。
- 法令上の根拠の有無を問わず、地方公共団体に対して策定を求めている全ての計画等を対象とする。